

3歳未満児(3号認定)



■保育料徴収金基準額表①

【階層区分】 各月初日の在籍入所(園)児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額 (月額、単位:円)	
		標準時間	短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進ならびに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	市町村民税課税世帯(所得割非課税世帯)	13,000	12,000
第4階層	所得割課税額 48,600円未満	17,000	16,000
第5階層	所得割課税額 48,600円以上97,000円未満	26,000	25,000
第6階層	所得割課税額 97,000円以上133,000円未満	32,000	31,000
第7階層	所得割課税額 133,000円以上169,000円未満	38,000	37,000
第8階層	所得割課税額 169,000円以上235,000円未満	45,000	44,000
第9階層	所得割課税額 235,000円以上301,000円未満	52,000	51,000
第10階層	所得割課税額 301,000円以上349,000円未満	60,000	58,000
第11階層	所得割課税額 349,000円以上397,000円未満	68,000	66,000
第12階層	所得割課税額 397,000円以上	77,000	75,000

- ① 父と母の市町村民税額(所得割課税額)を合計し、階層区分を決定します。所得割課税額の合計が0円の場合は、均等割の課税状況により第2～3階層になります。
- ② 4月～8月分は令和3年度市町村民税額(令和2年中の収入により決定)、9月～3月分は令和4年度市町村民税額(令和3年中の収入により決定)により算定します。(税額は、住宅借入金等特別控除等の適用前の税額で、年少扶養控除の再計算は考慮しない額です。)
- ③ 同一世帯の2人の児童(年齢が高い順に第1子と第2子)が保育所等に在籍している(注1)場合は、第2子は徴収金基準額(月額)の半額になります。また、所得割課税額が57,700円未満の場合には、年齢制限はなく(第1子が保育所等に在籍していない場合も)第2子は半額になります。
- ④ 同一世帯の子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)の第3子以降の入所(園)児童にかかる保育料は無料です。また、所得割課税額が57,700円未満の場合には、年齢制限はなく第3子以降は無料になります。
- ⑤ 保育料算定対象者の税の申告がない場合、階層の判定ができないため、第12階層の保育料を徴収することがあります。
- ⑥ 市内の公立・私立の全保育所及び認定こども園における保育料の基準は一律です。

(注1) 保育所等に在籍している

幼稚園・認定こども園・保育所・特別支援学校幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用する場合をいいます。

■保育料徴収金基準額表②【ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯（注2）等】

【階層区分】 各月初日の在籍入所(園)児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額 (月額、単位:円)	
		標準時間	短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進ならびに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	市町村民税課税世帯(所得割非課税世帯)	5,500	5,500
第4階層	所得割課税額 48,600円未満	7,500	7,500
第5階層	所得割課税額 48,600円以上77,101円未満	8,000	8,000

- ① 第3・4階層に属する世帯の第2子は無料になります。
 ② 第5階層で、所得割課税額が77,101円未満の場合は、第2子以降は無料になります。
 ③ ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等であっても、所得割課税額が77,101円以上の場合は、保育料徴収金基準額表①のとおりとなります。

(注2) 在宅障害児（者）のいる世帯

- ア 身体障害者手帳の交付を受けた者
 イ 療育手帳の交付を受けた者
 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 エ 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者

※注2に該当される世帯の保護者のかたは、子ども未来課に申し出てください。その際、証明となる手帳等のコピーが必要な場合があります。

■延長保育料月額表（公立施設）

認定区分	階層区分	月額	備考
保育標準時間認定	第2階層～第9階層	500円	
	第10階層～第12階層	1,000円	
保育短時間認定	第2階層～第9階層	1,000円	7:00～7:30または18:30～20:00利用の場合はプラス500円
	第10階層～第12階層	2,000円	7:00～7:30または18:30～20:00利用の場合はプラス1,000円

- ① 第1階層に属する世帯は無料です。
 ② 第2階層に属する世帯で、ひとり親世帯や在宅障害児（者）のいる世帯は無料です。
 ③ 第3・4階層に属する世帯で、ひとり親世帯や在宅障害児（者）のいる世帯は半額になります。
 ④ 同一世帯の2人の児童(第1子と第2子)が保育所等に在籍している場合、第2子は半額になります。
 ⑤ 同一世帯の子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)の第3子以降の入所(園)児童にかかる延長保育料は無料です。

※私立保育所及びこども園(ゆかり乳児保育所、あみの夢保育園、こうりゅう虹こども園、ゆかり子ども園)の延長保育料は各施設が設定しています。詳細は各施設にお問い合わせください。